

# 藤原宮造営に関する覚書

玉田芳英

## I はじめに

飛鳥淨御原宮に即位した天武天皇は、天皇親政による律令国家の樹立を目指して次々と行政改革を実施し、天武天皇5年（676）には新たな京を造ることを意図した。天武天皇11年（682）3月には小紫三野王と宮内官大夫等を派遣して新城の地形を調査させ、その後には天皇自ら新城を行幸している。天武天皇12年には天皇が2回にわたって京師を巡行し、宮室の地を定めたとされる。一方、同年12月には詔勅を発して難波宮の造営を進め、複都制を目指した。難波宮は、内裏を中心とし、その南に14堂の朝堂が左右対称に並ぶ朝堂院がある構造である。一方、首都である飛鳥淨御原宮は、内裏の所在する内郭とは別に東南郭を設け、その正殿は大極殿としての性格をもつと考えられている。この様に、飛鳥淨御原宮と難波宮は宮殿としての構造が異なるとともに、機能的にも補い合う存在だったと考えられる。天武天皇が建設を始めた藤原宮は、飛鳥淨御原宮を遷すことを意図していたであろうことを注意しておきたい。

これらの計画は朱鳥元年（686）の難波宮の焼亡と、それに続く天武天皇の死によって一旦頓挫するが、持統天皇は持統天皇4年（690）10月に太政大臣高市皇子に大和三山に囲まれた藤原宮地を観させ、次いで12月には自ら藤原宮地を訪れた。翌持統天皇5年10月には新益京を、持統天皇6年5月には藤原宮地を鎮め祭らしている。そして、同月に伊勢、大倭、住吉、紀伊大神に奉幣使を遣わして藤原宮造営開始を報告し、6・7月の藤原宮地の巡視と続く。藤原宮の造営はその後本格化し、持統天皇8年（694）1月に天皇は藤原宮行幸を行い、その日のうちに飛鳥淨御原宮に帰っている。この持統天皇8年正月乙巳条の記事は「藤原宮」であり、「藤原宮地」ではないことから、この時点ではかなり宮内の体裁が整っていたと考えられる。そして12月1日に天皇は藤原宮の大極殿で朝政を行い、ここに藤原京への遷都をみたのである。

藤原京は条坊制に基づく日本初の中国式都城で、わずか16年後には平城京へ遷都した。その理由については、藤原京の都城としての未成熟さや欠陥、あるいは時代にそぐわないものであったという理由で語られることが多い。しかし、筆者はかつて遷都の理由を説明したそれまでの各説を検討し、いずれの説もあたらぬことを明らかにした<sup>1</sup>。そして、それに代わるものとして陰陽五行説が藤原京造営の理念であったことを示した。しかるに、

最近に至っても概説書や新聞の文化欄等では旧説に基づく解説がみられる、という状況を目にするにつけ、再度広範な形で提示する必要性を感じた。本稿では、その後の検討で考察した点も加えて、藤原宮・藤原京の造営の実態を解き明かし、平城京への遷都の眞の理由を再論する。それに加えて、遷都後の宮内の様子についても論述することとしたい。

## II 藤原京の造営

### 1 従来の定説

「理念先行型の都市としての欠陥」説 天武天皇が中国の制度に基づいた律令国家づくりを進めた当時は、遣唐使が途絶えて唐との国交は断絶しており、唐の最新情報が入ってこなかったとされる。そのため小澤毅は、藤原京は『周礼』『考工記』記載の周王城を手本とする理想に基づいて造営された、という説を出した<sup>2</sup>。「北が中心」ということは認識しておらず、正方形の都城の中央に宮を置く、というものである。当時としては斬新なこの説は、「藤原宮の形制の重要な構成要素が『周礼』の描く理想的な都城の姿になぞらえて構想されていることが明確に解き明かされた」と評され<sup>3</sup>、なぜ都づくりに唐ではなく周の制度に倣ったのかについては、「創業半世紀を経た唐王朝も、隋のように早晚瓦解するかもしれない。ならば、隋唐のころ理想とされていた周の時代の理想像を具現することにより、皇権の威儀をいっそう強く表現しようとの意図であったのではないか」という意見<sup>4</sup>が出る等、興奮をもって受け入れられた状況を垣間見ることができる。そして、大宝2年（702）に遣唐使をおよそ30年ぶりに派遣して実際に唐長安城を見聞すると、長安城は北に宮を置いており、藤原京との形制の違いに衝撃を受けたに違いないとし、これが遷都の主たる理由とされた。

### 2 『周礼』『考工記』の考証

『周礼』は儒教がもっとも重視する経典で、周王朝の理想的な制度を天・地・春・夏・秋・冬の六官に分けて記述する。その中で、土木工作に関するものを記した冬官は失われ、「考工記」で補っている。即ち、「考工記」は本来の『周礼』とは別のもので、その成立年代は他の五官より降るという。「考工記」は、器物の寸法を細かく記す、現存最古の工業技術書という位置づけをされていることに注意すべきである。

『周礼』は難解な書とされ、古来いくつかの考証がされてきた。図1に示したのは、聶崇義が北宋初頭に著した『三礼図』による周王城<sup>5</sup>である。京の中央に宮があり、東西、南北に9本ずつの道路が通るという、一見すると藤原京の原形になったとみることもできる。「考工記」の匠人營国条は都づくりに関する条文で、周王城に関する記述は「方九里」、

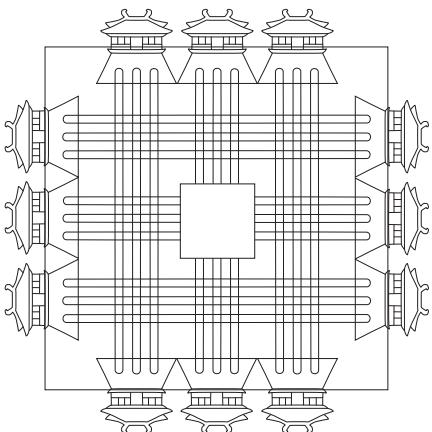


図1 藤崇義による周王城

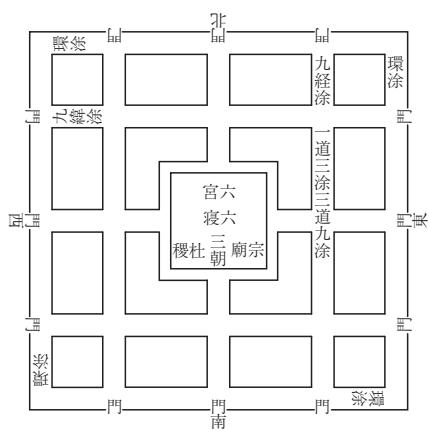


図2 戴震による周王城

「旁三門」、「國中九經九緯」、「漸涂九軌」、「左祖右社」、「面朝後市」、「市朝一夫」がある。近年、布野修司は『周禮』に関する詳細な考証<sup>6</sup>を著し、興味深い内容が示された。以下、それに基づいて藤原京と『周禮』に記された各要素との関係を検討してみたい<sup>7</sup>。

**方九里**（正方形の都城で、一辺が九里となる。）周代の一里は約400mなので、一辺の長さは3.6kmとなる。藤原京は一辺5.3kmであり、周王城と藤原京の形状は類似するが、寸法は一致しない。先述した様に「考工記」は寸法を細かく記すもので、その意味では藤原京は『周禮』を厳密に具現したとは言いがたい。

**旁三門**（各面に三門ずつが開く。）ここに言う門は、王城（外郭城）に開くもので、宮城に開くものではない。藤原京には外郭城がないので、藤原宮の各面に三門ずつが開くと解釈されているが、やはり『周禮』と一致するものではない。

**國中九經九緯**（南北（經）と東西（緯）に九本ずつ道路が通る。）外郭城に開く門の部分の城壁には門道が開き、門道からそれぞれ細い道路（涂）が出る構造となる。周王城では外郭城各辺に三門ずつが開き、各門は3つの門道を有するので、合わせて9本の細い道路が經緯に通る。それが九經九緯である。図2は戴震が清代中期に著した『考工記図』による周王城<sup>8</sup>で、図1の『三礼図』とは全く異なった表現をする。周王城が方形である点は同じだが、道路のあり方がまったく異なる。『考工記図』には東から2条目の道路に「一道三涂三道九塗」という注釈が記されており、これが九經九緯にあたるものである。3つの門道から各三道が出て、一道は各三本ずつの涂（細い道）からなるため、合わせて9本になるということである。藤原京の条坊道路との一致はみられない。

**漸涂九軌**（漸涂（南北道路の幅）は車九台分の幅（九軌）である。）「軌」とは現在の鉄道の標準軌（軌間1453mm）、狭軌（同1067mm）にみる様に、車の両輪間の幅のことである。軌

は周の尺でいうと8尺で、周代の1尺は長さ約20cmと考えられているので、一軌は1.6mとなる。それから考えると、南北に通る一塗の幅は車9台分（九軌）なので、約14.4mとなり、三塗からなる一道の幅は約43.2mである。この点も『周礼』「考工記」の寸法と藤原京の道幅とは一致しない。

**左祖右社**（宮城の左（東）に宗廟、右（西）に社稷の二つの礼制建築がある。） 宗廟は祖先の魂を祀り、社稷は土地の神と五穀の神を祀るもので、ともに古代中国では宮殿に付属する必要な施設である。しかし、これらの施設は藤原宮には存在しない。

**面朝後市**（宮前面に政治の場、後方に市がある。） 藤原宮の内裏の南には政治の場があり、『周礼』に基づいていると言われるが、周王城での政治の場は宮城の外にある。そもそも推古朝の小墾田宮や孝徳朝の難波長柄豊崎宮は、内裏の前面に政治の場があり、『周礼』に基づいたとされる「面朝」は、日本の宮殿の伝統から発生したものと理解できる。また、周王城の市は京の中央を南北に貫く道路の上にあり、藤原京の市の場所は未確認であるが、この点も違っていると考えられる。藤原宮で出土した木簡から北方に位置の存在が推測されている点は、桜井市に所在する海石榴市の可能性もあろう。

**市朝一夫**（市と朝はそれぞれ広さ百歩四方となる。） 周代の1歩は6尺で、百歩は600尺、即ち120mとなり、藤原宮の「朝」の形態や寸法とは一致しない。

以上のうち、「方九里」、「旁三門」、「国中九經九緯」、「面朝後市」が、藤原京が『周礼』をもとに造営したという有力な根拠とされていた。しかし、『周礼』の最新の考証に基づいて考えると、これらは『周礼』と一致するものではない。藤原京の造営は、他の原理に基づくのである。それまでの隋や唐との交渉で、唐長安城では宮が京の北端にあると理解していたと考えられるのに、なぜ藤原宮は京の中心にあるのか。

ここで、中国と日本の諸制度を比較してみよう。まず政治制度は、周は諸侯を分封する封建制であるのに対して、唐と日本は皇帝や天皇を頂点とした中央集権である。法制度は、周王朝は伝統的な儀礼、宗法、礼であるのに対し、唐と日本は律令制をとる。税制度は、周は井田制、唐と日本は租庸調制となる。周は銅錢がなかったので貝を貨幣にしているのに対して、唐と日本は円形で中央に方形の穴のあいた銅錢を用いた。

30年ぶりに派遣され、「長安城と藤原京との形制の違いに衝撃を受けたに違いない」とされる大宝2年（702）の遣唐使は、実は遣唐使ではない。当時の中国は史上唯一の女帝、武則天が政権を握り、国号は「大周」と改め、「明堂」の建設、官職名を『周礼』を手本としたものに改める等、周代の制度を理想として政治を行っていた。しかし、先にみた諸制度は、周代の制度とは大きく異なるのである。

特に税制度としての井田制<sup>9</sup>は、孟子が理想的な税制であると礼賛する。当時の日本が『周礼』を理想とし、重視していたのであれば、井田制を採用するであろうが、そうでは

なかった。都城以外の項目は、全て『周礼』によらず唐の制度であることが注意できる。こうしてみると、都城に関しては『周礼』に基づいた理想の姿を映していると説明されてきたが、果たしてそうなのであろうか。

### 3 藤原京の造営理念

前節まで、藤原京は『周礼』による理想の形をもとに造営したという説は、極めて疑わしいことを示した。それに代わる思想として、筆者は「陰陽五行説」を提示した<sup>10</sup>。陰陽五行説とは混沌から陽と陰が分離して天地が形成され、木・火・土・金・水の五気が作用して万物が生成し、陰陽が調和し五行が順序正しく循環するという思想である。藤原宮朝堂院で見つかった大宝元年（701）の元日朝賀で立てた幢幡は東に青龍（木）、朱雀（火）、西に白虎（金）、玄武（水）をそれぞれ南北に並べており、中央の鳥（土）を中心として循環する姿を示す。

キトラ古墳の壁画では、西壁の白虎が高松塚古の白虎と違って右を向くことが注意されていたが、これは全て右方向を向いた四神が循環する、陰陽五行説による姿を体现するとみられる。同様に天井の天文図の赤道に沿う28の星宿は、7つごとに東方青龍、南方朱雀、西方白虎、北方玄武に対応する。東に金箔であらわされた太陽が陽儀、西の銀箔による月が陰儀となる。「内規」の内部には、天帝の在所の紫微垣が所在し、内規中央の太極星（土）を中心とした陰陽五行説の世界を表現したものであることが知られる。

この様に、少なくとも大宝元年の時点までは、当時の人たちが抱いていた理念は、陰陽五行説であることは明らかである。藤原宮が中心にある藤原京の姿はまさにキトラ古墳の天文図を地上に出現させたもので、太極星（北極星）および天帝が居する紫微垣、即ち藤原宮を中心として、その周囲に天帝が治める天界である藤原京が広がるのである。藤原京の造営理念は『周礼』に求めるものではなく、陰陽五行説なのである。

### 4 天武天皇が目指した藤原宮

藤原京の造営理念は陰陽五行説であることを述べたが、一つだけ疑問があった。それは、現在我々が見る藤原宮の中心、即ち世界の中心にあるのは大極殿院南門（以下、南門とする。）であり、なぜ大極殿ではないのか、ということである。この点が、藤原京の造営が陰陽五行説に基づくとした時に弱点と言えた。しかし、近年の調査成果からそれを解決する考えが得られた。それは、天武天皇が藤原宮の造営を開始した時点では、宮の中心に大極殿を置こうとしていたのではないか、というものである。

藤原宮の造営は、大極殿院下層の運河SD1901Aから出土した木簡から天武天皇11年（682）～14年頃には本格化していたことが判明している。SD1901Aは藤原宮の造営が進む

につれて、順次埋め立てていく。朝堂院朝庭北端を調査した第153次調査では、南門の建設に伴い、SD10801Bを掘削して東方に迂回させる状況が判明した。大極殿院内庭南部を調査した第186次調査<sup>11</sup>では、SD10801Bは北に向かって延びるもの、途中で斜行溝SD11250を掘り、南門の北で再びSD1901Aに合流する状況が明らかとなった。SD10801Bは、大極殿の東北方を調査した第200次調査<sup>12</sup>で東西溝SD11550としてSD1901Aに合流し、それ以北には延びないことが判明した。これらの溝は幾度かの変遷をたどるが、第186次調査で南門南方のSD1901AとSD10801B・11250は同時開口した際に一時的流水があったことを確認している<sup>13</sup>。そのため、第186次調査の報告では、SD1901Aの埋め立ては、大極殿院よりも朝堂院の方が先行する、という所見を示している。

その後、大極殿院北面回廊を調査した第198次調査で再検出したSD1901Aから採取した資料をもとに、SD1901Aの総合的な検討が加えられた。その結果<sup>14</sup>からは、直線河道の運河としての機能を停止した後、大極殿南方（第186次調査区）では流水堆積から滞水堆積へ変遷するのに対し、大極殿北方（第198次調査区）では流水堆積が継続すること、即ち大極殿以南が先行して埋められることが示された。これらに対して、最初に大極殿の下を埋め立て、SD1901AをSD10881BとSD11550で迂回させ、次いで南門部を埋め立て、SD11250を掘る案（『紀要2016』のA案）と、最初に南門部分を埋め立ててSD11250を開削し、ついで大極殿部分を埋め立てSD11550に付け替えるという案（『紀要2016』のB案）という2案が示された<sup>15</sup>。これら2案は、殿舎の配置が現在見る藤原宮であることを前提としたものである。遺構の状況や埋没過程からみるとB案が自然であるが、その場合大極殿よりも南門の建設が先行することとなり、宮殿の造営では最初に中心的な建物、即ち大極殿を造るということにはそぐわない。それを勘案したのがA案であるが、大きく迂回させた溝で、わざわざ埋め立て部分の南にあらためて斜行溝を掘る、といいういわば二度手間となる工程をとるのか、という疑問が残る。

では、藤原宮の造営開始時には、殿舎の配置が現在見る藤原宮と同じであることを前提としないとどうなるか。遺構や埋没過程の解釈ではB案が支持されると述べたが、そこに建設するのは南門ではなく、最も重要な建物である大極殿だったのではなかろうか。天武天皇は天皇中心の世界觀を現出させるため、宮が京の中心にある藤原京で、宮の中でも天帝の在所の紫微垣が所在し、内規中央の太極星にあたる場所に大極殿を建設しようとしたと考える。これは陰陽五行説に基づいたものに他ならない。推察するに、最初に天武天皇が意図した藤原宮は、飛鳥淨御原宮を移すものだったのではないか。これは推測に過ぎないが、天武天皇12年（683）に発した難波宮を副都とする詔勅は、飛鳥淨御原宮（および造営中の藤原宮。）と難波宮との機能分担を図ったのかもしれない。12（以上）堂の朝堂からなる朝堂院は既に難波宮に存在しているわけで、藤原宮は飛鳥淨御原宮の構造を基本とし、

中心には東南郭の正殿にあたる建物を置こうとしたのだろう。しかし、この計画は難波宮の焼亡によって変更を余儀なくされ、12堂からなる朝堂院を取り込んだ、現在みる建物配置となった可能性があろう。

以上の事例から、天武天皇は藤原宮の造営開始にあたって、中心に大極殿を置こうと企図していた可能性があることを示した。これにより、先に示した「なぜ世界の中心が南門なのか」という疑念は止揚され、天武天皇の目指した世界は名実ともに大極殿が中心であったことが理解されるのである。それは、天皇中心の中央集権国家の確立を目指した天武天皇の藤原京の造営理念が、『周礼』ではなく、陰陽五行説であったことを明確に示している。

藤原京は明確な原理で満を持して建設した都市なのであり、「理念先行型の都市としての欠陥」が平城京遷都の理由なのではない。眞の理由は、先稿<sup>16</sup>で示したためにここでは詳述はしないが、建設資材運搬の便のために宮中枢部に運河を掘ってしまったことによる、低湿で居住には良好な環境ではなかったことに求められる。それに加え、大宝2年派遣の遣唐使が、唐長安城に含元殿と麟德殿という機能の異なる二つの宮殿が存在するという情報を持ち、その機能を備えた宮を造営する必要に迫られたこともあるだろう。

### III 遷都後の朝堂院

#### 1 地形と整地の状況

藤原宮の朝堂院は12棟の礎石建瓦葺の朝堂が建ち並ぶ空間で、朝庭には礫を敷いて整地していた。この姿は当初から見られたものではなく、遷都直後には東第一堂と第二堂はまだ成立していなかった可能性が高いことが示されている<sup>17</sup>。当然、朝庭には礫敷を施していなかったであろう。朝堂院各所での調査所見では、藤原宮の造営開始時の第一次整地土、朝庭の本格的な整備にともなう第二次整地土、礫敷広場を整備する直前に施した最終整地土があることが判明している。礫敷の整備状況には、朝庭各所で差異が認められる。

礫敷広場SH10800には、南門基壇から約20m南に礫詰めの東西暗渠SD10785が通り、南方からは同じく礫詰めの南北暗渠SD10780がT字形に接続する<sup>18</sup>。藤原宮の地形は南から北に向けて下がっていくが、朝庭においてはSD10785の部分が最も低く、宮中軸線上における標高は71.52mである。その北は南門に向けて徐々に高まっていき、南門基壇際となる調査区北端の標高は、71.65m程度となる。このSD10785を境に、北と南での礫敷きの様相には差がみられる。北の南門基壇に近い部分ではやや大きめの礫を敷くが、南の朝庭部はやや小ぶりの礫を敷いている。第153次調査では、礫を除去して下層の遺構を調査する前に該当部の礫を詳細に調査し、写真による記録を残した<sup>19</sup>。その結果、SD10785南方

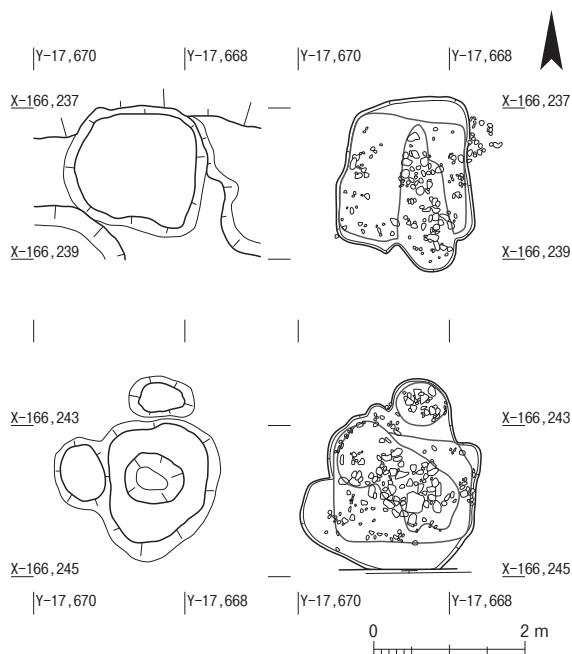


図3 SX10766（上）・10767（下） 1:100  
左：礫敷上 右：礫敷除去後

では径が3cm程度の小ぶりの礫と、径5cm以上のやや大ぶりの礫がみられ、『紀要』には未記載であるが、大ぶりの礫上に再度小ぶりの礫を敷いている状況を部分的に確認している。

この様にSD10785をはさんで南北で礫敷の状況が異なる状況を如実に示すのが、後に大宝元年の元日朝賀に立てた幢幡遺構であることが判明する烏幢SX10760、日幢SX10765、白虎幡SX10767、朱雀幡SX10766である。これらは最終的に礫を除去して検出したが、SD10785より北にあるSX10766・10767については、礫を敷いてい

る段階で、大ぶりの礫を集積した周囲より5cmほど盛り上がる高まりとして認識していた（図3）。これは南門階段の南端から南30mの位置にある幢幡遺構SX10770～11778を、礫敷の上から検出した状況と同じである。SX10765～10767は礫を敷いた状況で設けられ、柱を抜いて埋め戻した後には柱穴部のみに礫を粗く盛るだけだったのであろう。一方SD10785の南方にあるSX10760は、様相が異なる。SX10760周辺は礫を除去する前に前述した様に礫を詳細に観察したが、平坦で礫の大きさも揃っており、SX10766・10767の様に周囲より盛り上ることではなく、礫敷上では全く認識することはできなかった。断面調査の所見では柱抜取穴に礫が入るので、掘削時には周辺が既に礫敷広場として整備されていたことを示すが、抜取って埋め戻した後にさらに礫を敷き直し、ある程度の範囲を再整備したために、SX10670の痕跡は隠されてしまったのであろう。即ち、大宝元年以降に、SD10785から北方の南門に向けて高まっていく部分は礫敷を再整備することはなかったが、南方ではさらに礫敷を施して整備することがあったものと考えられる。

## 2 藤原宮の大嘗宮

大嘗祭は言うまでもなく天皇が即位した後の最初の新嘗祭で、皇位継承に伴う最も重要な儀式である。その時に使用する大嘗宮は屏で囲われた悠紀院と主基院からなり、北に廻立殿が1棟建つ。両院は南北棟の正殿とその北にある東西棟の膳屋を中心とし、白屋、御

廁などの建物からなる。平城宮では東区朝堂院朝庭で5期、中央区朝堂院朝庭で1期の計6期の大嘗宮を確認しており<sup>20</sup>、それぞれ元正、聖武、淳仁、称徳、光仁、桓武の各天皇にあてられている。藤原宮では文武、元明の2人の天皇の大嘗宮が存在するとみられるが、平城宮で大嘗宮が所在する位置にあたる部分を調査し、大嘗宮の発見が期待された第163次調査では確認することができなかった。その後、第169次調査、第174次調査と、朝堂院第二堂の北端にかかる位置まで調査を進めたが、大嘗宮とみられる遺構は示されていない。この状況を受けて、岩永省三は「平城宮の朝堂院が藤原宮の朝堂院より3割ほど小さいことから、大嘗宮と周囲の区画施設や建物との距離関係は平城宮は藤原宮のものを踏襲した保証はない」と指摘したうえで、藤原宮の大嘗宮はより南方の朝庭部に存在する可能性を示した<sup>21</sup>。

しかし、これまで朝庭で検出した遺構を再検討すると、注意される遺構を見いだすことができる。第163・169・174次調査で検出した、東西棟建物SB11054と南北棟建物SB11057、および東西棟建物SB11055と南北棟建物SB11052の、2棟ずつからなる建物のセットである（図4・5）。この4棟の建物の時期は、土層観察による掘削面の検討から、藤原宮の造営期とされている。東西棟建物SB11054の北側柱列と東西棟建物SB11055の南側柱列は同じ位置にあり、SB11055の柱穴はSB11054の柱穴上に整地土を施したうえで掘り込んでいることと、ともに朝庭の最終の礫敷をした際の整地土より下にあると理解されている。これら4棟の建物のうち、SB11054・11055・11057は桁行4間、梁行2間で、SB11052のみ桁行5間、梁行2間となる。また、SB11054・11055は中央に間仕切りとみられる柱穴がある。これら4棟の規模を平面実測図から再計測すると、全て桁行が9.0m（30尺）で梁行は4.5m（15尺）となることができる。桁行、梁行ともに柱間寸法が7.5尺で、桁行総長が梁行総長の2倍になるという、極めて計画性の高い建物群であることが明らかとなつた。ただし、SB11052のみ桁行が5間であるので、柱間寸法は6尺となる。

**2時期の遺構** この4棟の建物周辺の遺構配置をみていく。先に記した東西棟建物SB11054・11055と南北棟建物SB11057・11052の、2棟ずつからなるセットの周辺で検出している柱穴を検討すると、紀要では報告していないものの、建物に取り付く東西塀と、その東端から南方に続く南北塀の存在が確認できる。第174次調査で検出した南北塀SA11115以外は遺構番号を付けていないため、今回新たに番号を付した。これら東西棟建物と南北棟建物および塀からなる遺構には、2時期にわたる変遷を認めることができる。これをA期（図6）とB期（図7）とする。

A期はSB11054とSB11057を中心とする。SB11054の北側柱列とSB11057の北妻柱列は筋を揃え、両者の間隔は約3.0m（10尺）となり、計画的な配置がうかがえる。SB11057の北妻柱列には東西塀SA11123が取り付き、柱間約3.0m（10尺）で東に4間延びる。東端から

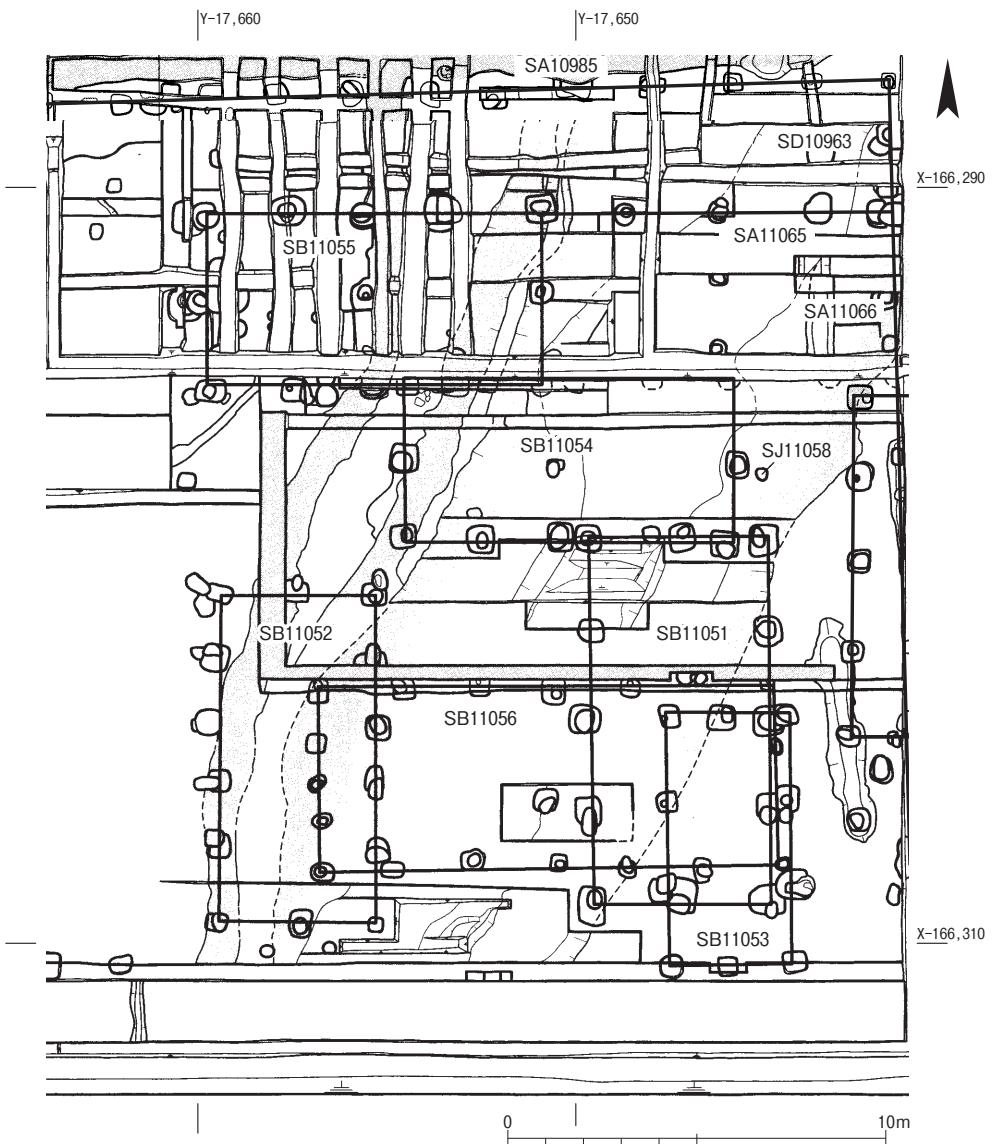


図4 第163・169次調査検出遺構 1:200

南に、柱間が約1.8m（6尺）の南北塀SA11115が4間分延びるが、5間目の位置には土坑が重複しており、その南方では柱穴を検出していない。

B期はSB11055とSB11052を中心とする。SB11055の西妻柱列とSB11052の西側柱列は筋を揃え、SB11052の東柱列の北延長上にはSB11055の側柱中央の柱穴がある。SB1055の南側柱列とSB11052の北妻柱列との間隔は完数値とはならないが、SB11055の西妻柱とSB11052北妻柱列との間隔は約7.5m（25尺）とすることができる。SB11055の北側柱には

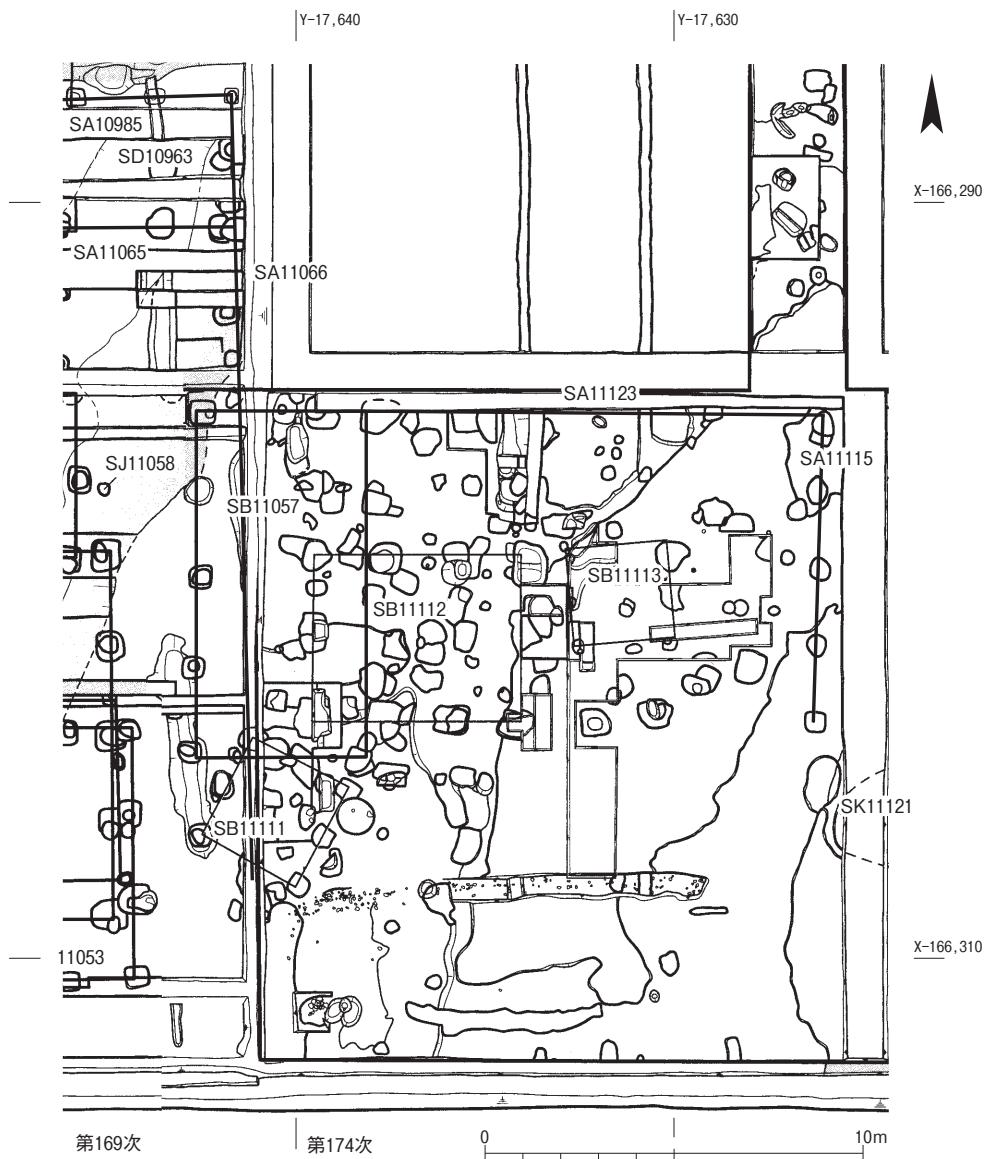


図5 第163・169・174次調査検出遺構 1:200

東西塀SA11065が取り付き、柱間約2.4m（8尺）で東に4間延びる。それより東方は第174次調査区となり、この部分では礫敷を除去しての遺構検出は行っていないので、さらに東へ延びるかは不明である。SA11065の4間目の柱穴は第169次調査区の東排水溝にかかっており、平面実測図と東壁の土層図を再検討したところ、調査区の東壁や排水溝の底で、およそ2.4m（8尺）間隔で南北に並ぶ柱穴を、SA11065の南方約3.6mのところから南へ6基、北へおよそ1.8m（6尺）間隔で南北に並ぶ柱穴を2基確認できる。これを、

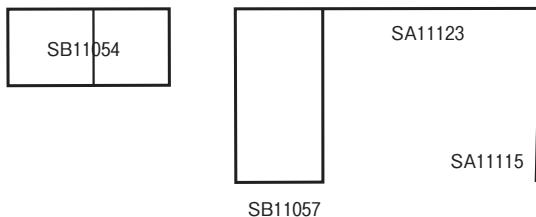


図6 A期の遺構配置 1:400

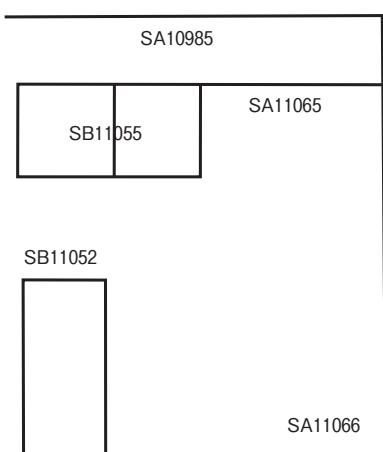


図7 B期の遺構配置 1:400

南北堀SA11066とする。SA11065取付部より南1間の柱間は12尺ほど広いが、ここに出入り口が開くのかも知れない。SA11066の北端には、第163次調査で検出したSA10985が取り付く。東でやや北に振れ、柱間は概ね2.1m(7尺)だが、1箇所だけ1.8m(6尺)になる部分がある。調査区の東端から西へ11間分検出し、SB11055西妻の約4.5m西まで延び、それ以西では柱穴を検出していない。SB11055から3.6m(12尺)の位置にあり、一連の北区画施設とみられる。

**遺構の性格** この様にA期の遺構とB期の遺構は建物の規格が斉一性をみせ、東方に逆L字形に曲がる堀が取り付き区画する、という同じ様な配置をとる。その性格としては、

整然とした配置から、何らかの儀式に用いられた施設と考えられる。南北棟建物と東西棟建物の組み合わせで、堀で建物群を囲うという配置からみて、大嘗宮である可能性はなかろうか。その場合、今回検出した遺構群は悠紀院で、SB11057とSB11052が正殿、SB11054とSB11055が膳屋ということになり、A期が文武天皇、B期が元明天皇の大嘗宮という可能性が生じる。SB11054・11055に間仕切りがある<sup>22</sup>ことも示唆的である。東辺の南北堀と建物との間は幅約12mの空閑地となり、B期においてはこの部分にSB11053が所在する余地がある。御廁の可能性もあるが、やや規模が大きい。A期にはそれに相当する建物は検出していないが、SB11057の東に2基の柱穴が2.2mほどの間隔で東西に並んでおり、ここに未検出の建物が存在する余地は残ろう。

しかし、今回抽出した遺構群を大嘗宮と認定するには問題が残る。まず、正殿と膳屋しか確認しておらず、他の建物は不確定な点と、廻立殿がない点だが、これは平城宮の01期大嘗宮と同じである。建物の柱間寸法は、SB11052の側柱が6尺である以外は7.5尺で、やや短い感があるが、平城宮01・02期の正殿と膳屋の柱間寸法が8尺であることを考えると、近似した寸法ではある。柱穴の規模は一辺0.5~0.8mほどで、平城宮01・02期の正殿と膳屋に比して遜色はない。

大きな問題は、区画塀が建物群を取り囲むのではなく、建物群の北端に取り付くことだが、これは平城宮01・02期の区画塀の状況が不明であり、藤原宮における特徴と理解できるかもしれない。最大の問題は、B期の遺構においても最終の礫敷とそれに伴う整地土に覆われており、藤原宮造営期のものとされている点である。今回の第163・169・174次調査の成果を合わせての再検討により、整然とした配置をとる建物と区画施設を見出すことができたと考える。むしろ、整然とした配置で、同様の構造をとる2時期にわたる施設が造営期に存在するのか、という疑問も生じる。先に整地の状況を述べた際に、場所によって礫敷を施す様相が異なっていることと、鳥幢SX10760が礫敷面から全く見えなかつたことから、儀式の終了後に丹念な礫敷を施した場合もあることを述べた。現在我々が目にする礫敷は、実は何度かにわたるものが結果的に同一の面として見えているのかもしれない。元明天皇が大嘗祭を行った和銅元年（708）11月21日は平城京遷都の1年半ほど前であり、その時期に朝庭に大規模な礫敷をしたとは思えない。しかし、大嘗宮を建設した場所に限って、部分的に礫を敷き直した可能性はないだろうか。A期、B期それぞれに整地をし直したために、SB11054とSB11055の検出面が異なることとなった、という可能性も考えられよう。

さらに、平城宮での大嘗宮としての認定は、『延喜式』や『貞觀儀式』の記載との構造的類似によるものであるが、今回確認した遺構にはそれは認めにくい、という点も大きな問題である。正殿の移動の仕方も、平城宮とは様相が異なる。いずれにしても、今回の検討では、示した遺構群が大嘗宮であるという確証は得られない。大嘗宮北側の大嘗宮付属施設にあたることも考えられる。今回は可能性の提示、ということで記した次第である。今後より検討を深めていきたい。

## 謝 辞

本稿を草するにあたり、奈良文化財研究所の同僚諸氏からは有益な教示を得た。また、岩永省三先生からは貴重なご意見をいただきいた。記して感謝したい。

## 註

- 1 玉田芳英 2019「藤原京と遷都」『奈良文化財研究所紀要2019』 奈文研 pp.40-41。玉田芳英 2019「古代都市 藤原京の実態」『藤原から平城へ 平城遷都の謎を解く』 奈文研 pp.139-174。
- 2 小沢毅 1997「古代都市『藤原京』の成立」『考古学研究』第44巻3号 pp.52-71。
- 3 井上和人 2007「日本古代都城の源流」『季刊考古学 特集・二一世紀の考古学』第100号 雄山閣 pp.91-95。
- 4 寺崎保広 2001「律令国家の源流」『古代宮都と飛鳥池遺跡』 真陽社 pp.117-123。ここ

- に引いたのは井上和人による要約である（井上和人 2009「日本古代都城の出現と変質」『都市と環境の歴史学 第4集』中央大学文学部東洋史学研究室 pp.487-497）。
- 5 葉驥軍編 1986『中国都城歴史図録』第1集 蘭州大学出版社 p.106より改変。
  - 6 布野修司 2013「『周礼』『考工記』匠人營国条考」『traverse 新建築学研究』14 京都大学建築系教室。
  - 7 これまでの『周礼』と藤原京をめぐる議論については、相原嘉之が簡潔にまとめている。相原嘉之 2018「古代都城形成史—王城における条坊制の導入過程—」『明日香村文化財調査室紀要』第17号 pp. 1-22。
  - 8 賀業鋸 1985『考工記營国制度研究』中国建築工業出版社 p.54より。
  - 9 正方形を呈する900畝の田を「井」の字の形に9等分してできる9区画のうち、中心の1区画を公田とする。公田の周りにできる8区画は私田で、それぞれ8家族が耕作する。公田は共有地として8家族が共同耕作し、そこから得た収穫を租税とする制度。
  - 10 前掲注1。
  - 11 清野陽一ほか 2016「藤原宮大極殿院の調査—第186次」『奈良文化財研究所紀要2016』pp.62-74。
  - 12 松永悦枝ほか 2020「藤原宮大極殿院の調査—第200次」『奈良文化財研究所紀要2020』pp.50-81。
  - 13 大澤正吾・村田泰輔ほか 2017「藤原宮下層運河SD1901Aの機能と性格の検討—第186次」『奈良文化財研究所紀要2017』 pp.117-135。
  - 14 大澤正吾・村田泰輔ほか 2020「藤原宮下層運河SD1901Aの検討—第198次」『奈良文化財研究所紀要2020』 pp.93-102。
  - 15 前掲註11・13。
  - 16 前掲注1。
  - 17 花谷浩 1993「寺の瓦作りと宮の瓦作り」『考古学研究』第40巻2号 pp.72-93。
  - 18 玉田芳英・小田裕樹ほか「朝堂院の調査—第153次」『奈良文化財研究所紀要2009』 pp.50-81。
  - 19 番光 2009「デジタル写真測量による遺構の記録」『奈良文化財研究所紀要2009』 p. 3。
  - 20 上野邦一 1993「平城宮の大嘗宮再考」『建築史学』20 pp.90-101。
  - 21 岩永省三 2010「大嘗宮移動論補説」『坪井清足先生卒寿記念論文集』下巻 坪井清足先生の卒寿をお祝いする会 pp.1043-1051。
  - 22 SB11057の北から2間目にも、当初は柱穴を検出していた。断割調査の結果、明確な穴ではないとして紀要では割愛したが、調査日誌では、「中央部に周囲より粘性の強い部分があり、小穴となる可能性は残る。」と記している。

### 挿図出典

- 図1：葉驥軍編 1986『中国都城歴史図録』第1集 蘭州大学出版社 p.106より改変
- 図2：賀業鋸 1985『考工記營国制度研究』中国建築工業出版社 p.54より改変
- 図3：右の図は『奈良文化財研究所紀要2009』p.51 図52の柱穴部分、左の図は新規トレース
- 図4、5：163次『奈良文化財研究所紀要2011』p.85 図85、169次『奈良文化財研究所紀要2012』p.85 図102、174次『奈良文化財研究所紀要2013』p.87 図108を合成し、一部改変
- 図6、7：筆者作成